

しずちゅうWEB口座（無通帳口座）特約

1.（特約の適用範囲）

- （1） しずちゅうWEB口座（無通帳口座）（以下「無通帳口座」といいます。）は、個人の預金者（以下「預金者」といいます。）専用の通帳を発行しない総合口座および普通預金口座であり、この特約は無通帳口座の利用において適用される事項を定めます。
- （2） この特約に定めのない事項については、総合口座取引規定、普通預金規定、しずちゅうキャッシュカード規定等（以下「関連規定」といいます。）によるほか、その他諸規定が適用されます。
なお、関連規定とこの特約とで相違が生じる場合には、この特約が優先して適用されるものとします。

2.（無通帳口座の選択）

総合口座および普通預金口座の利用にあたって、預金者は無通帳口座と通帳を発行する口座（以下「有通帳口座」といいます。）のいずれかの形態を選択するものとします。また、通帳の発行形態は預金者が当行所定の手続により変更することができるものとします。

3.（取引履歴の照会）

無通帳口座の取引履歴は、「静岡中央銀行 かんたん通帳」等により預金者本人が照会することとします。

なお、定期的な取引明細の送付等はいりません。

4.（有通帳から無通帳口座への切替）

- （1） 有通帳口座は、当行本支店の窓口または「静岡中央銀行 かんたん通帳」にて無通帳口座へ切替えることができます。切替手続完了後は、当該口座の通帳は利用することはできません。切替後に発生する当該明細は「静岡中央銀行 かんたん通帳」等にて確認することができます。
- （2） 窓口にて有通帳口座を無通帳口座に切替える場合、当行所定の申込書に記名、届出の印章を押印し、通帳および預金者本人を確認できる当行所定の本人確認書類とともに提出するものとします。切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳したうえで無通帳口座に切り替えます。
- （3） 「静岡中央銀行 かんたん通帳」にて有通帳口座を無通帳口座に切替える場合、切替え時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、切替後に記帳することはできません。「静岡中央銀行 かんたん通帳」等でも確認できない場合があります。「静岡中央銀行 かんたん通帳」等で確認できない入出金明細は窓口における当行所定の手続により確認することができます。
- （4） 前3項にかかわらず、次の場合は無通帳口座へ切替えることはできません。
 - ① 切替え希望口座の通帳、印章の何れかについて喪失の届出がある場合
 - ② マル優（マル優限度額）口座の場合
 - ③ 後見支援預金口座の場合
 - ④ 東日本建設業保証からの入金資金を管理する口座の場合
 - ⑤ その他上記以外の事由で、無通帳に不相当であると当行が判断した場合

5.（無通帳口座から有通帳口座への切替）

無通帳口座は、当行所定の申込書に記名、届出の印章を押印し、キャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の本人確認書類とともに提出することにより、有通帳口座へ切替えることができるものとします。ただし、貸越が発生している場合等は、有通帳口座への切替えはできません。

なお、有通帳口座への切替えにあたっては、当行所定の手数料を支払うものとします。手数料は

当行所定の方法により切替対象の普通預金口座から引き落とします。

6. (お取引の方法)

- (1) 無通帳口座は、原則として、次の方法で取引します。
 - ① しずちゅうインターネットバンキング等 (以下「I B等」といいます。)
 - ② 当行または当行と提携している金融機関の現金自動取引機 (以下「A T M等」といいます。)
- (2) 次の場合は当行本支店の窓口で取引することができるものとします。その場合、届出の印章、預金者本人を確認できる当行所定の本人確認書類および無通帳口座のキャッシュカードを持参のうえ、申し出ることとします。
 - ① 故障、システム障害等により I B等またはA T M等での取引ができない場合
 - ② I B等またはA T M等で取扱いできない取引をする場合
 - ③ その他当行が当行本支店の窓口での取扱いが必要と認めた場合
- (3) 預金の預入を当行本支店の窓口で行うときは、当行所定の書類に記入して、無通帳口座のキャッシュカードとともに提出するものとします。
- (4) 預金の払戻しを当行本支店の窓口で行うときは、当行所定の払戻請求書に記名および届出の印章により押印して、預金者本人を確認できる当行所定の本人確認書類および無通帳口座のキャッシュカードを提出するものとします。この場合、当行がやむを得ない事情があると判断した場合を除き、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (5) 預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、預金者本人を確認できる当行所定の本人確認書類および無通帳口座のキャッシュカードを提出するものとします。
- (6) 無通帳口座の場合、通帳が必要となるA T M等での取引は取扱いません。

7. (無通帳口座の解約)

無通帳口座の解約 (無通帳口座を利用している預金口座の解約) は、当行本支店の窓口で受け付けます。

その場合、当行所定の解約請求書に記名および届出の印章により押印して、預金者本人を確認できる当行所定の本人確認書類および無通帳口座のキャッシュカードを提出するものとします。この場合、当行がやむを得ない事情があると判断した場合を除き、この確認ができるまでは解約は行いません。

8. (準用)

この特約にかかる取引のうち、窓口で行うものは、「盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約」および「しずちゅうキャッシュカード規定」補則を準用するものとし、文章中「通帳等」とあるのは、「キャッシュカード」と読み替えるものとします。

9. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上